

道路使用許可事務手続きについて（例規）

最終改正 令和4.2.25 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路使用については、道路交通法によってその許可の権限が警察署長に与えられているのであるが、道路使用の態様によつては、道路管理者の道路占用許可対象となるものも多く、また、交通の安全と円滑とに及ぼす影響がすくなくないので、事務処理には慎重でなければならない。昭和35年12月20日から新しい道路交通法および関係法令が施行され、また、これに伴つて公安委員会規則および手数料関係の条例規則等も公布施行されたので、従来の道路使用許可事務の処理要領について再検討し、次のとおり取り扱うこととしたから、関係機関とも密接に連絡して事務処理に誤りのないようにされたい。

記

道路使用許可事務手続

法令規則の略称は備考の關係法令規則一覧表による。

第1 法第78条（許可の手続）について

1 許可証の交付について

- (1) 所轄警察署長（その行為が2署以上の区域にわたるときは、主たる署長とする。）は、道路使用許可申請書（規則第10条によるもの）2通を申請者から受理して、その1通は許可証として申請者に交付する。ただし、再交付申請は最初に許可証を交付した署長に対して再交付申請書1通を提出させ、別の道路使用許可申請書用紙に所要事項を転記したものを許可証として交付するものとする。
- (2) 申請書を受理したときは收受簿に登載し、許可証は道路使用許可証交付簿（別記様式第1）によつて交付する。申請書つづりには索引を省略することができる。

2 道路法第32条の道路占用許可をも必要とする場合

- (1) 申請者の便宜を図る趣旨から、窓口を一本化することに改正されたので、申請者としては、警察署長あるいは道路管理者のいずれか一方の窓口に対して併せて行うことができるのであるから、各警察署、京都府（市）の各土木事務所、町役場等の窓口には、道路使用及び道路占用の両許可申請書用紙と、関係法規集を備え付けておき、最初に受け付けた窓口において、併せて両者の許可申請を受理し、速やかに経由送付の方法（経由印を押して処理する。）をとることとする（道路占用許可申請書は、京都市にあつては3通、地方整備局京都国道工事事務所及び福知山工事事務所主管の国道については6通、その他各市町村についてもそれぞれ定めているから所要数を受理すること。）。

経由送付のあて先としては、道路管理者経由の場合は、その行為の及ぶ範囲の地域を管轄する署長のうち主たる署長あてとし、署長経由の場合は、それぞれの道路管理者あてである。ただし、京都市内の署長経由の場合は、土木事務所長あてとして許可申請書を送付するものとする。

- (2) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、軌道その他の工事で掘削を伴うものについては、道路

管理者を経由して申請するように指導する。署長あての道路使用許可申請書（2通）を受理した道路管理者は、協議書（送付書を兼ねるもので別記様式第2）とともに当該署長に送付する。ただし、軌道経営者の軌道敷工事（軌道法第4条第6条）、国等の事業（道路法第35条の特例）、道路管理者以外の者の工事で道路管理者の承認のみでよいもの、あるいは軽易であつて承認も要しないもの（道路法第24条）等については、いずれも道路占用の許可を必要としないので、道路管理者を経由しない。

(3) ガス漏れ、水道漏れ、軌道敷板石はずれ等の緊急補修工事については、ガス、水道、軌道の各事業者等からとりあえず口頭（電話）で許可申請を受理した署長又は道路管理者において許可を与えておき、事後速やかに道路管理者経由で申請書を提出させ許可証を交付する。

(4) 法第77条の使用許可と、道路法第32条の占有許可と競合するものは、両者の許可がない限り工事作業等着手してはならない旨を申請者に納得させることが必要である。

第2 法第79条（道路の管理者との協議）について

1 協議形式は、前記の法第78条の申請書経由送付の方式による協議書（送付書ともなるもの）をもつて行うこととし、署長又は道路管理者は、協議書2通を作成して1通は申請書とともに送付し、「控」の1通には回答（電話）要旨を記載して保管するものとする。ただし、異例又は重大なものについては、協議書2通を送付しその回答は協議書回答欄に記載して返送するものとする。

なお、この協議は、道路法第32条と競合する場合のみ必要なもので、前記のとおり国等の道路管理者許可を要しないものについては、この法第79条の協議は不要である。ただし、この場合においても、道路管理者の意見を聴いてから許可することとされたい。

第3 法第80条（道路の管理者の特例）について

1 現に一般交通に供用している道路（つまり法第2条にいう道路）における道路管理者（日本道路公団も道路管理者とみなす。）が行なう工事作業については、道路使用の署長許可を要しないので、道路管理者は署長に対してあらかじめ協議書（別記様式第3のものを用いる。）を送付して協議することになっている。

2 道路管理者から署長あての協議書は、その工事延長面積の主たる部分の所轄署長に対して㊟ 2通と、関係署長あての㊠各1通あてとがあわせて送付され、送付を受けた所轄署長は、さらに関係署長にその添付された㊠を送付するとともに関係署長の意見を聞いて協議書㊟ 1通に回答意見を付して道路管理者に返送するものとする。

3 協議はその都度行うことを原則とするが、次のような日常維持管理行為については、年間4半期毎に3箇月を期間として一括事前協議を行い個々の作業に当たつて、所轄署交通課（やむを得ないときは最寄りの交番又は駐在所（以下「交番等」という。）を通じて交通課）に連絡すれば足りるものとする。ただし、交通頻繁な場所については、その都度協議するものとする。

(1) 道路管理者直営の舗装、補修、砂利補修（除草を含む。）

(2) 道路管理者直営の排水路（側溝）しんせつ浚泄

(3) 道路管理者直営の清掃（ただし、街路樹剪定についてはその都度協議する。）

なお、この一括事前協議の場合は、その道路管理者の所在地所轄署長に対して協議書2

通が送付されるが、その際に、関係署長あての分として㊟各1通あてが添付されることになつてゐるから、それぞれ送付連絡しておくものとする。

- 4 協議内容について変更事項を生じたときは、さらに協議書をもつて再協議する。
- 5 協議例にいう緊急の場合であつて口頭協議でよいときは、主として災害復旧工事であるが「協議に要する期間」とは3日間とする。したがつて工期3日以内の部分について、とりあえず電話により、または現場で口頭によつて協議しておき、事後すみやかにそれ以後の分もあわせて協議書による協議を行なうものとする。
- 6 道路管理者の直営工事作業および請負工事作業のみをこの特例の対象とし、原因者復旧工事は、署長許可を要するものとする（ガス、電気、電話等の事業者が行なう工事は、もちろん署長許可を要するものである。）。

第4 許可件数の扱いについて（別表参照）

1 法第77条第1項第1号の許可対象

- (1) 同一工事作業については、2署以上の区域にわたるものであつても全期間を通じてすべて包括1件とする（申請は主たる署長あてとし、関係署長あての分として「㊟」各1通あてを添付させるようにすること。）。
- (2) 同種の工事作業については、1署管内の分のみを期間1カ月以内に限り一括して1件と扱うことができる。
- (3) 法第80条特例の適用を受けないものであつても、水道、軌道、鉄道、電気、ガス、電話等公共的な工事作業については、点検、整備、補修等日常維持管理行為と認められるものに限り、年間4半期毎に1件として取り扱い、その事業所の本拠地の所轄署長に対して許可申請書を提出させ、一括許可しておくことができる。所轄署長は、申請者から関係署長あての写しを提出させて、これによつて関係署長に連絡しておき、個々の工事作業に着手する際には、その都度、工事作業責任者が所轄署交通課（やむを得ないときは最寄りの交番等を通じて交通課）に口頭（電話）連絡するものとする。

2 法第77条第1項第2号の許可対象

- (1) 工作物1個をもつて1件とし、許可期間は、その設置する期間とする。ただし、その設置期間が道路占用許可期間を越えるものについては、その占用期間をもつて道路使用許可期間とする。
- (2) 商店街アーケードあるいは大売出し標旗等については、1商店街をもつて1件と扱うものとする。
- (3) 工事作業を伴うものについては、工事作業を含めて申請させることとし、工事作業期間と、設置期間とをあわせた期間について1件と扱うものとする。

なお、電柱については、前記の同種の工事作業の場合の取扱いをもすることになるから工事作業期間1カ月以内のものを一括することができる。

3 法第77条第1項第3号の許可対象

1店舗をもつて1署管内の区域（所轄署長が指定した区域に限る。）について1件とし、許可期間は毎会計年度末までの間とする。

なお、出店場所のほか出店日および時間を指定することができるものとする（生活保護法の被保護者については、手数料を徴収しないことに定められているほか、2署以上の管内に

出店するものについては、主たる出店地の所轄署長の許可の際に手数料を納付すればその他の署長許可については、上記許可の有効期間内に限り手数料免除の特例があるから、誤りのないようにすること。)

4 法第77条第1項第4号の許可対象(細則第14条各号)

- (1) 同一行為とみられるものであつて同一経路区域内のものについては、許可期間は3日以内として一括して1件と扱い、主たる所轄署長において許可することができる。
- (2) 祭礼行事、ロケーション等については、その全期間を通じて1件と扱うことができる。
また、広告宣伝目的の継続的行事および社会福祉事業目的の募金行為については、1署管内に限って1カ月まで許可期間を認めることができる。
- (3) 零細な事業であつて、交通の障害となるおそれが大でないものについては、本部に協議の上例外措置をとることができるものとする。

5 1個の行為であつて、法第77条第1項各号(細則第14条各号も当然含む。)のうち2以上のものに該当する場合には包括1件として扱うものとする。

なお、道路使用許可に法第45条の駐車許可、法第56条、第57条の制限外許可を吸収するものについては、出発地署長が道路使用許可を与え、道路使用以外の許可事項のうち排除する部分があれば、その事項を許可条件に明示しておくこと。

第5 集団行進等の扱いについて

- 1 細則第14条第3号に該当する集団行進の許可については、昭和35年12月17日5京交一第20号、5京備三第904号「規則第10条第3項および第4項の解釈ならびに運用について」(一般)および昭和35年12月19日5京交一第238号、5京備三第2417号「道路における集団行進等の許可取扱いにについて」(例規)による(公安条例と競合するものについては手数料を徴収しないことになっているから誤りのないようにすること。)

第6 手数料の扱いについて

- 1 手数料条例、手数料規則および証紙規則に基づいて、許可証紙交付または再交付する際に、京都府収入証紙によつて徴収する。手数料を徴収することができないものには、国(公社、公団、営団、公庫等は含まれない。)および地方公共団体(地方公営企業は含まれる。)と、生活保護法にいう被保護者のほか、知事が公安委員会と協議して定めた次のものがあるから誤りのないようにすること。

別途例規通達

昭. 36. 2. 1 : 6京会第33号

務第119号

防第26号

保第52号

交一第181号

交一第31号

参照

- (1) 法人または団体が社会福祉事業を行なうとき。
- (2) 学校が学校教育のために行なうとき。
- (3) 法人または団体が防犯、防災、交通安全の事業を行なうとき。
- (4) 消防、避難、救護の訓練を行なうとき。

(5) 公安条例による集団行進の許可証をもって道路使用許可証とするとき。

(6) 露店等法第77条第1項第3号の許可対象のものが、会計年度内にすでに一署長の許可の際に手数料を納付しているとき。

第7 連絡調整について

- 1 工事作業が広範囲にわたり、交通規制を要する場合には、道路連絡協議会あるいは個別的な協議会を開催して、関係機関相互の連絡調整をはかる。
- 2 道路使用区域が数署に関連し、かつ特別の交通規制あるいは交通整理を要するものについては、許可申請書 (写)あるいは略図等によつて関係署間の連絡を行なうほか、本部に対しても事前に電話連絡するものとする。
- 3 道路使用に伴う通行の禁止、制限がなされる場合は、関係機関に対して通報連絡しなければならない。
- 4 四条通（烏丸～東大路）河原町通（四条～三条）三条通（河原町～大和大路）におけるパレード、集団行進等については必ず事前に本部に連絡すること。

第8 経過措置について

- 1 この手続きは、道路使用許可証に関することを除いて昭和36年2月1日から実施するが、従前の許可については有効とみなし、すでに許可を受けている者の不利益とならないように留意すること。
- 2 道路使用許可証の交付簿については、昭和36年4月1日から実施する。したがって、昭和36年3月31日までの間は、収入証紙の貼付、または手数料免除の記載は許可申請書（控）の上部余白に行ない、手数料徴収済の記載は許可申請書（許可証）の上部余白に行なうものとする。

(備考)

関係法令規則一覧表

略称	名称	公布年月日	番号
「法」	道路交通法	昭35. 6. 25 改正昭38. 4. 15	法律105 " 90
	道路交通法の施行期日を定める政令	昭35. 10. 11	政令269
「令」	道路交通法施行令	昭35. 10. 11 改正昭38. 6. 17	政令270 " 205
「規則」	道路交通法施行規則	昭35. 12. 3	総理府令60
「協議令」	工事または作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令	昭35. 12. 3	総理府令 建設省令 ²
「細則」	道路交通法施行細則	昭35. 12. 19	京都府公安委員会規則13
「手数料条例」	警察手数料徴収条例	昭35. 12. 23	京都府条例29
「手数料規則」	警察手数料徴収規則	昭35. 12. 23	京都府規則44
	手数料条例第3条第1項第3号により、手数料を徴収しないもの	昭36. 1. 31	京都府告示86
「証紙規則」	京都府収入証紙規則 京都府収入証紙規則取扱規程 道路法 道路法施行令	昭27. 8. 30 昭27. 8. 30 昭27. 6. 10 昭27. 12. 4	京都府規則35 京都府訓令11 法律180 政令479
「公安条例」	集会、集団行進、および集団示威運動に関する条例	昭29. 6. 1 昭26. 4. 1 昭26. 4. 23	京都府条例10 福知山市条例15 宇治市条例20 京都市公安委規則13 〔福知山市〕

	同上施行規則	昭29. 6. 1	〔宇治市〕なし
	京都市道路占用料条例	昭28. 4. 1	京都市条例13
	京都市道路占用規則	昭28. 6. 25	京都市規則28

(付省略)

(書式省略)

(別表省略)